

# Q4 シックハウス対策をしたい場合 まずは何をすればいいの

シックハウスに対するお客様のご要望を住宅会社や設計・施工業者にお伝えください。

シックハウス対策は、だれにでも出来る生活習慣の改善から、住宅の設計・施工時の工夫など、様々なレベルでの対処方法があります。

最も大切なのは、お客様の要望されるシックハウス対策に関する目標や対策レベルについて、住宅会社や設計・施工業者と綿密に打ち合わせを行い、両者合意のもとに住まい造りを進めることです。

また、効率的な対策の実施やトラブルの回避のためには、設計から施工までの間の適切な時期に両者間で確認や合意をしながら進めることも必要です。

ご家族の体調や生活習慣などについてもお聞かせください。

ご家族に目や鼻の刺激を感じやすかったり、アレルギー、化学物質過敏症などの既往症の方はいらっしゃるのか、冷暖房の利用の仕方や換気・通風にどのくらい気を使われているかなど、お客様の体調や生活習慣についての情報もシックハウス対策を進めるためには重要です。これらの情報は具体的な設計を始める前のできるだけ早い時期に伝えるようにしましょう。

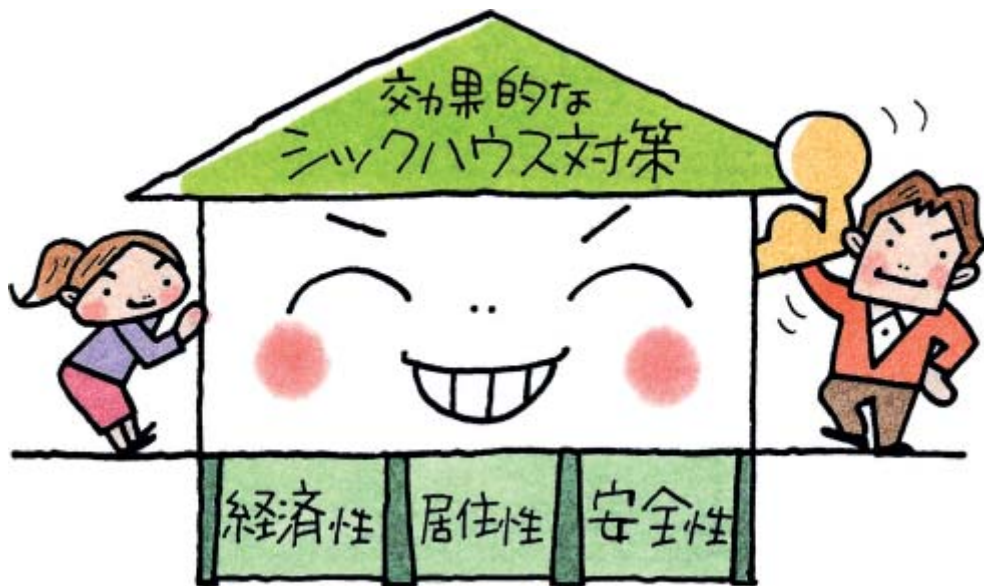


## 総合的な安全性、居住性、経済性のバランスを考慮しましょう。

究極のシックハウス対策は化学物質を全く放散しない建材・施工材を使用することですが、化学物質は住宅や建材の安全性（防火・防災など）や耐久性（化学的安定・防霉・防蟻など）、施工のしやすさや経済性などの性能を確保するために用いられており、放散量を全くゼロにすることは難しいのが現状です。

また、建材・施工材について十分な対策をとったとしても、住宅に持ち込まれる家具などやお客様の住まい方について配慮していただければ、総合的な対策としては不十分です。

シックハウス対策を効果的に実施するには、総合的な安全性、居住性、経済性をバランスよく実現していくという観点が必要です。



## 建築基準法によるシックハウス対策が行われます。

平成15年7月1日からシックハウスの原因となる化学物質の濃度を下げるため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律が施行されます。

規制の概要としては以下の2点となりますので、住宅会社や設計・施工業者からよく説明を受けて下さい。

- ホルムアルデヒドに関する建材、換気設備の規制
  - ①内装仕上げの制限
  - ②換気設備の義務付け
  - ③天井裏などの制限
- クロルピリホスの使用禁止